

あつた。勿論脱臭魚粉末を混入せざる場合は米糖の添加の有無に拘らず、飼料 BC₁ の BC_A BC_D 等に於けるが如く動物の發育は至つて低劣で多くは數週にして斃死した。

蓋し實驗の結果、著者はパン飼料の動物は、常にビスケット飼料のものに比し、一般に良好な成績を示したことを認めた。これは恐らくパンは酵母の醗酵作用に依り、ビスケットには、化學藥品を Raising agent に使用せしことゝ、多量砂糖を混入せしに起因するものと推察せられる。Schnert 氏等は Baking powder を使用せしパンは酵母を使用せしパンに比較して榮養價が低きことを報告し又 peragnani 氏は同じ小麦粉を原料とせる場合 Macaroni はパンよりも榮養價が劣ることを發表した。

實際、製パン事業に於ては、單に製品の榮養價值のみでなく、その品質、風味、保存力等の點に關し、大いに考慮を要するのである。榮養價増進の目的のみを考へ、普通の落花生或は大豆の粉末を餘り多量に添加混入するときは、パンの醗酵作用は阻害せられ、遂にはパン本來の素質を失ふ恐れがある。又大豆の粗粉末は一般に酸化性を帯ぶる爲め、使用に先だち中和を要し且つ其の不快感の臭も、前以て適當な方法にて除去すべきものである。

脱臭魚粉末は、上述の如く、極めて微量の添加に依り、充分榮養増進の目的を達し得、且其の混入が何等製造の工程、製品の品質等に悪影響を與へず、却て一種の風味を發揮するので非常に廣範圍に於て、種々の食品に添加利用することが出來得る。

總 括

- (1) パン、ビスケット等の食品に魚類を添加利用し、各榮養素の配合調和を得た單獨食品を製造せんと目的にて、先づ魚類の榮養價を損せず、嫌悪な腥臭の除去の方法につき種々研究した、その結果強酒精の浸出操作の反覆が、この目的に最も簡單にして、最適の方法なることを實驗確證した。
- (2) 動物試験の結果、該酒精脱臭魚粉末は、蛋白並びに無機鹽類の給源として使用するに最適のものなることを認めた。
- (3) 該脱臭魚粉末を添加し或は添加せざる數種のパン及びビスケットを製造し、それ等にて動物飼育試験を行ひ、其等の榮養價を夫々比較した。
- (4) 牛乳、バター、鶏卵等を含有し、脱臭魚粉末を混入せざる、パン飼料 B₁ にて飼育の動物は、成長不良で漸く Donaldson 氏の標準成長の約半分の發育を遂げたのみである。
- (5) 飼料 B₁ に僅々 3% の脱臭魚粉末を添加せし飼料 B₂ は、動物に頗る顯著な成長發育を與へ、Donaldson 氏の標準成長の約 2 倍に達し、雌も優秀な繁殖と佳良な離乳とを示した。即ち此のパンは略ぼ各榮養素の配合の調和を得たものと推定せらる。
- (6) 飼料 B₁ に使用せし酵母の量を半減し、之れに 3% の脱臭魚粉末を添加せる飼料 B₂ の動物の成長も亦非常に良好にして標準成長を凌ぎ飼料 B₁ の動物の約 2 倍の發育をなした。然し飼料 B₂ には尙劣る。この場合繁殖を認めず。

- (7) 飼料 B₁ なる白パンの動物は、發育最も低劣で、飼料 B₂ なる市販の白パン（牛乳を含有す）も亦至つて貧弱な成長を示した。勿論之等には脱臭魚粉末を全然含有せず。
- (8) パンの場合と同様に、脱臭魚粉末を含有せざる、ビスケット飼料 BC₂, BC₃, BC_B, BC_C 等の動物は是れを含有せざる、ビスケット飼料 BC₁, BC_A, BC_D, 等よりも、それぞれ良好な結果を發揮した。
- (9) 要するに、脱臭魚粉末は、優良な蛋白、必要な無機鹽類、種々のビタミン及び臓器の有効成分等を含有する故、極めてその僅少量を添加混入することにより、パン、ビスケットの榮養の缺陷を補足し、それ等製の榮養價を頗る増進することを得るのである。
- (10) 該魚粉末には全然腥臭なく、一種の滋味を保有するのでその添加は製品の品質食味等に毫も悪影響を與へず、寧ろその混入に依り一種の風味を與へ食慾を増進し、廣く種々の食品に利用することが出來得る。

(昭和 11 年 8 月 理化學研究所彙報)

(第 15 輯第 8 號 840~843 頁 徳山總太郎)

第六節 漁夫の保健状態

漁村の生活、保健、衛生状態を観察すると大略次の通りである。

- (1) 上中階級の家庭の者は良質の食物を攝つてゐるが、下級の人の食質は極めて不良である。
- (2) 概して漁村には白米を主用するもの多く麥、其他を混用するものが少い。
- (3) 新鮮なる魚介肉を多く食するもの、カロリー多き物を貴ぶものが漁村には多い。
- (4) 白米に麥、芋、粟、ヒエ等の雜穀を混じ用ふる人々の體格、體質は良い。
- (5) 船中（陸上にて）にて野菜を攝る量少きため脚氣にかかるものが多い。
- (6) 一般に酒煙草を用ふる人が多い。
- (7) 衣服は富めるものは普通又はそれ以上なるも貧者のものは甚しく悪い。
- (8) 住宅は密集せるもの多く、家の内は比較的狭い、けれども一般の人は船中と同様に清潔を好む（借家に住むものは少い）。
- (9) 室内の清潔を勵行するとともに身體も清淨にする故に風呂に浴する度数は多き方である。
- (10) 衛生設備の殆んどなき所と完備せる所とあり、貧富の差が甚しい。
- (11) 靜岡縣下の如く富める村の人は一般に醫療を施すこと多きも、山形縣下の一部の如く貧なる故に病の手當をなすものが少い。
- (12) 比較的文化的風に浴してゐる漁村の人は「働かねばならない」故に保健の必要とすることを理解してゐる。

- (13) 生産率は高き方でない概して普通である。
- (14) 幼児の死亡率は高い。
- (15) 一般の死亡率は高い方であるが甚しくはない。
- (16) 呼吸器病が五歳迄又は 25 歳迄の者に多い。
- (17) 胃腸病患者が五歳迄のものに多い。
- (18) 概して寄生虫に侵されてゐる人が比較的多い。
- (19) 今なほトラホーム患者が多い殊に 40—80 歳の人に多数あることは注目すべき點である。
- (20) 壯丁採用率は高く普通以上である。
- (21) 又農漁業者住宅調査により観ると、一般に漁村（海岸又は水邊近くの所）の人々は自然の恵を、より多く享けてゐる事は明かである。彼の住居は普通以上に良いとは云へない、又衛生方面よりしても他に優れたより完備設備は少ない。就中最も恵まれてゐることは真に新鮮なる魚介藻から質の良い蛋白質、油脂、無機物及びビタミンを比較的容易に攝取し得らるる事である。然もそれが成長期に於て適度の労働又は鍛錬のもとに實行されてゐる。而して假りに他の主要食物の質が劣つてゐても、之を補充し得る作用を之等水産物がなしたとすれば愈々其の栄養價値は偉大なものである。
- (22) 次に示す實例の如く鮮肉ならざる極めて普通の加工品が與へられた場合に於ても斯の如き好成績が現るとすれば水産物（殊に魚介蛋白質及海藻）の攝取が如何に體位向上或は保健の爲に有効であるかを窺知することが出来る。

一、生活状態調査

(1) 山形縣豊浦村漁夫生活状態

(イ) 飲食物

(A) 米麥の消費 一般に村民は米を多く食ふ。その一日の消費量一人當り米 3.6 合であるが、小兒、老人をも含める前記の數字から考へて、事實上大人 1 人の消費量は 1 日平均 6—7 合に及ぶ。労働が激しき爲と村人は云ふ。調査部落に於ける 1 日の米麥消費量は然らば如何、次表はそれを物語る。

A 表 飲食物ノ消費量

農漁共	の家	戸數	人員	麥飯戸數	1日の米消費	
					批總計	1人1日の消費
	家	23	194	17	69.6	3.60
	他	70	451	28	166.0	3.70
	計	20	122	11	39.1	3.20
	計	113	767	56	274.7	3.58

前表につきて注意すべき點は、漁家中麥を混じて食するものの少きことである。その理由としては次の三つが云はれて居る。

- 1) 労働の激しき爲に自然的に麥を排する様になることで、一家を擧げて煩瑣なる労働——主人は漁業、主婦は農業の如き——に従事せる彼等にとつて、操作の面倒なる麥食を混するより、より簡單なる米食のみを以てする事に依り、その餘剩時間を尙労働或は休養に當てる方が有利なりと云ふ經濟的原因に基く。且また労働強度の大なる爲に主食物よりカロリーを要求すること大にして、麥食は早く空腹を感じるを以てこれを取らずとする生理的欲求に基く。
- 2) 麥飯を食すれば勢ひ副食物に奢る事となり却つて不經濟になる。
- 3) 漁家は米、麥共に購入する立場にある者多く、麥が米に比して價格に於て法外に安しと云ふ事なし。然らば各職業別に見たる飯米自給購入の 1 箇年における割合は如何なるものか。この事は次の表につきて判然とみらる。

B 表 飯米購入戸數

農漁共	の家	戸數	購入				全購入
			全自給	3箇月以下	6箇月以下	9箇月以下	
	家	14	5	2	1	1	63
	他	1	1	1	3	3	16
	計	15	6	3	5	5	79

上の第3の理由の爲に麥を作らぬ農家も亦漁家と同じく強いて麥を購入せずして白米食である。麥を自給せる家に於ては、普通麥飯を食するも其の混合量は極く少量である。麥以外の雜穀其他を混合することなし。

こゝに一つ面白い事實は、農家と漁家の飲食物内容にして前者に比し一般に良質のものを食す。即ち漁家は主食物についてこれを見るも、價格の差異の甚だしからざる範圍内に於て良品のものを購入するに反し、農家は自給品を主とし、時には良質の自給品を賣却し、劣品質のものを購入するが如き場合すらあり。

一例として、本村に於ては「中手愛國」(米) が多く生産されるが、農家は之を食するに反し漁家は他地方より移入せられたる。右よりも上等米を食するが如きである。

(B) 副食物 日常副食物は、農、漁家共に魚、野菜を適度の割合に充分の栄養を取り得る程度に食して居るが、前述の如く漁家は農家に比して副食物に於ても品質がよい。

(イ) 魚類は常に豊富なるため村民一般に多量に消費す。漁家以外の者は小賣商人（漁家の主婦、娘等）より魚類を購入す。只冬期は日本海の荒れる事多く沿岸に於ける漁業も、爲に妨げらるる故に、乾魚或は魚(鱒)の糠漬けを食すること多し。且本村漁家は魚類の加工、貯藏を行はぬ爲冬期に用ひらるる乾魚は主として北海道より出稼人の買來れる乾鰯、乾鯉等である。魚類と比較的密接なる關係を有する獸肉、鳥肉は當村では殆んど食されず、殊に鳥肉は全く食せられざる如し。冬季寒氣と風雪の爲に漁獲なき時極めて稀に豚を食することあり。(全村通じて一年の豚の消費量 1

頭なるをみても解る。村内に肉屋なき事と屠殺設備なき爲にもよるか)

(ロ) 野菜類は自給品が大部分である。漁家其他と雖も宅地内或は狭小なる畑を利用して自給に努めつゝあり。かくしても尙村全體としてはその必要品量を供給し得ず、爲に本村に於て多く出来ざる茄子、胡瓜等は之を鶴岡市、大山町より購入せらる。

(C) 調味料 ここに調味料とは味噌、醤油、鹽、砂糖を指す。

(イ) 味噌は殆んど總ての家に於て(漁家に於ても)自ら製造する。然し前述の如き地理的状況の當村に於ては味噌の原料たる大豆は之を生産する農家に於ても不足を來すこと多く、購入に依り補足さるる場合が多い。

(ロ) 醤油については味噌におけると正反對の事が云ひ得る、即ち漁業者 70 戸はその全部が醤油を購入、農家 23 戸其他 20 戸についても亦同じ。

この事も製造原料の不足、勞働力の缺乏、技術習得の困難、品質の如何等が問題となつてくるのではなからうか。

(ハ) 鹽——戸別調査票にて見らるる鹽の1箇年總消費額を以てしても、當該職業別階級内に於て、眞に家庭に於て食用に供せられたるものと考ふることは不可である。何となれば當調査に於ける消費量、額が家事用として全部消費されるに非ずして、生産の原料としての使用用途が存在するからである。

殊に漁家に於てその漁獲物を鹽漬にし、農家に於てたとへ消費用味噌を製造するにしても、原料關係、貯藏關係等よりしてその製造額に差異のあるが如き場合の鹽の必要量について然り。

(ニ) 砂糖——砂糖の消費量の多寡は當該國民(或は種族)の文化進展度の大小をあらはすと屢々云はれる。而して諸多の統計はこの事を物語つて來た。若しこの事に於て或る程度は信を措き得るものとすれば、吾人は調査部落内の職業階級別にみたる1人當1箇年の砂糖消費量に於て、漁民の生活様式と云ふか、所得或は文化程度と云ふかが、農民のそれに比して非常に劣れる事を知る。即ち

農家 1 人 1 箇年砂糖消費量が	5 斤 70	なるに反し
漁家	2 斤 55	
其他	3 斤 31	

(註) 調査された數字が全部自家用に消費されるものとしての計算。

この數字を以てしても、當村民の砂糖消費量が全國民の1人當り1箇年消費平均量として農林省より發表されたるものに對比して著しく劣れるを知る。

尙、砂糖の品質につきましては調査の結果なきも「赤砂糖」程度のもなりと。

以上調味料の一般について概言したが、各項目の各職業階級別總消費額及1人當平均額についての調査の結果を掲げると次の如し。

C 表 調味料消費額

	世帯		醬油		鹽		砂糖	
	戸數	人員	總消費額	1人當平均	總消費額	1人當平均	總消費額	1人當平均
	戸	人	円	円	円	円	円	円
農漁共	23	194	232.31	1.19	209.22	1.07	223.85	1.15
の	70	451	460.26	1.02	378.85	0.84	229.33	0.51
家	20	122	142.36	1.16	112.60	0.92	81.79	0.67
其他								
計	113	767	834.93	1.08	700.67	0.91	534.97	0.70

(註) 農林省調査に依る内地1人當砂糖消費量左の如し。

昭和2年	22.05斤
昭和3年	21.20

(内地消費額には精製糖原料供用額を含み、精製糖の消費額を含みます。又外國及屬領に輸出したる精製糖數量は、消費額中より控除した。)〔時事年鑑、昭和7年より抜粋〕、即ち表に就てみるに醤油、鹽及砂糖の1人當り消費量は、醤油に於ては農漁其他の間に殆んど差なく、鹽に至りて幾分の差をあらはし(前述の注意参照)、砂糖に於ては農家はその1人當り消費量は漁家の約2倍である。

(附) 前記主食物中の米、味噌原料たる大豆、及調味料につき當該調査部落の調査戸に於ける各購入價格次の如し。(昭和5年)

米 (1石)	27.340	(生産地價格)
大豆 (1石)	19.580	(同)
醤油 (1升)	0.378	(購入價格)
鹽 (1升)	0.112	(同)
砂糖 (1斤)	0.209	(同)

(D) 職業による食物の變化、食物の季節的變化には著しきことは認められず、唯春期は山に野生せるウルヒ、ミヅ、ワラビ等の植物を多く食し、冬期は日本海が荒れて漁獲數量の乏しきこと多き爲に魚類の糠漬等を食すること多きは前述の如し。さて職業別による食物の變化を見るに、漁家が農家に比し前述の如く主食物に於ては質量共に幾分優良なるは、一は勞働の輕重に關聯があると同時に、主食物たる米は購入者の立場にあり、而も、麥を購入すること少く、職業關係より農家に比し魚類を多く食するの點にありと考へらる。また一家族内に於て、勞働の輕重により食物に差を設くる事なし。

吾人は前述した所を具體的にあらはすものとして、部落民の日常食物献立表を掲げる。之は調査部落に於ける上中下の三階級より一戸宛を撰びたるものにして、上級にては農家、中及び下級にては漁家が撰ばれたるため、多少比較に不便の點あるも、由來當部落住民の大半が半農半漁なることと、農業及び漁業に依り食物の種類、品質に

大差なき事実に基き、上中下の比較にも、さしたる障害はないと思はれる。

D表 日常食物献立表 (農家) 15歳以上9人 15歳以下4人

Table D: Daily food menu for farmers. Columns include Main Food (主食), Side Food (副食), and Other Beverages (酒其他). Rows show daily intake for 7 days.

E表 季節別食事献立表 (農家) (D表と同じ家)

Table E: Seasonal food menu for farmers. Columns include Main Food (主食), Side Food (副食), and Other Beverages (酒其他). Rows show seasonal intake for Spring, Summer, Autumn, and Winter.

F表 日常食物献立表 (漁家) 15歳以上4人 15歳以下3人

Table F: Daily food menu for fishermen. Columns include Main Food (主食), Side Food (副食), and Other Beverages (酒其他). Rows show daily intake for 8 days.

G表 季節別食事献立表 (漁家) (E表と同じ家)

Table G: Seasonal food menu for fishermen. Columns include Main Food (主食), Side Food (副食), and Other Beverages (酒其他). Rows show seasonal intake for Spring, Summer, Autumn, and Winter.

H表 日常食物献立表 (漁家) 15歳以上4人 15歳以下2人

Table H: Daily food menu for fishermen. Columns include Main Food (主食), Side Food (副食), and Other Beverages (酒其他). Rows show daily intake for 8 days.

L表 職業別1人當飲酒喫煙金額

		酒常用	酒時々	飲酒者	喫煙者
		一人當	一人當	一人當	一人當
農漁共	家	45.00	14.00	21.80	10.20
	家他均	95.90	14.50	21.20	7.90
		—	11.70	11.70	6.90
		53.90	13.80	20.80	8.30

村の中心たる大字三瀬には鐵道工事中(羽越線)料理屋も數軒存したが、現在は1軒のみにて、而も經營甚だ困難であるとのことである。本村一般に近來經濟的理由より飲酒の風習は次第に改められた。

喫煙者につきてみるに其の數は滿20歳以上男子の約58%に當る。

(附記) 當部落に於ては1年中に於ける行事的な食物の變化はローカル・カラーをあらはすものとしては興味のあるものかも知れぬが、農家、漁家間に別に差異を認められぬ程度のものである故、これを省略する。

(注意) 1ヶ年1世帯當りの消費量を單に現在の人數のみを考へて觀察することは危険である。その理由は當地の如き季節的出稼者の多き所に於ては特に注意を必要とするからである。然し以上の諸表の構成に當つては此の點を無視した。

(漁村經濟ノ研究 東京帝國大學農學部農政學研究室 昭和八年八月刊 160頁~170頁)

(ロ) 住居及燃料

(1) 住居

茲に云ふ住居とは日常生活の爲に使用せられる住宅を意味し、この内に光熱、浴室、井戸等の問題をも含ましめるが、農村に於ける住宅は大都市に於けるその如く生活の爲の使用部分と生産の爲の使用部分とが判然として區別されて居ない。吾人の調査に於いてもこの點に多大の不鮮明さがあつた。又ある程度の不鮮明さは致方ないものであつて、この爲に出されて來た統計上の數字が却つてその内容を物語る場合がある。

M表 住居 (1)

	平屋	二階	根					
			茅	柵	瓦	トタン	杉皮	スレート
農漁共	23戸	—戸	10戸	—戸	11戸	—戸	—戸	—戸
	70	—	19	1	14	10	25	1
家他	20	—	6	1	5	—	8	—
計	113	—	35	2	30	11	34	1

N表 居住 (11)

	戸數	母屋建坪	一戸平均	家屋税	1戸當
		坪	坪	円	円
農漁共	23戸	950.5	41.3	132.70	5.77
	70	1,478.5	21.1	114.41	1.63
家他	20	577.5	28.9	48.98	2.44
計	113	3,006.5	26.6	296.15	2.62

調査部落に於ける住居の總建坪、平家建、二階建の區別、屋根の種類、前年度の家屋税額等は前表の如し。

前二表をみるに調査部落は海に直接臨み、冬期風雪激しきため二階建は1戸も存せず、これを豊浦村全體につきてみるも、二階建は全戸數の約2.0%に過ぎない(又風雪から屋根を保護する爲に特殊な構造が屋根に施されてゐる)。

農家に於ては1戸平均建坪は41.3坪、屋根の種類も茅及び瓦が相半ばするが、漁家にあつては建坪平均21.2坪、屋根の種類も杉皮が第一位を占め、トタン屋根も10戸を算するをみる。これによつてみるに、農、漁兩者間のかゝる差違は生活程度の如何が考へられると同時に、生産の場所として家屋を使用する程度の大小(養蠶を行ふ家に特に然り)、並に家屋を必要とする世帯人員の大小(漁業者の出稼は半ヶ年以上にまたがる)等が考へられる。

(附)

1. 住宅の新築見積につきての調査はあるが、これは省略する。
2. 修繕費につきてはQ表参照。
3. 調査部落たる大字堅苔澤に於ては、宅地面積は一般に狭小にて、宅地は住居、農舎及畜舎又は漁具置場によりて充滿され、宅地中の空地は極めて狭小である。従つて農産物調製等の作業は宅地内には行はるること少く、濱地等にて行はる。

(次表参照)

O表 宅地

戸數	自作	自小作	漁家	其の他	合計
	21	2	70	20	113
坪數	2,747	131	3,310	1,116	7,304

大字三瀬に於ては宅地内の空地は他部落に比して廣く農産物調製も宅地にて行はるること多し。

尙一般に宅地の利用としては、蔬菜、果樹を栽植する點他の農村と變る所なし。

4. 附各職業別住居の内部構造はP表の如し、この差違も亦生産と住居の關係並に食富度をあらはす。
5. 附調査部落に於ける家屋の修繕費、設備、家具、娯樂器につきて各職業別調査

の結果 Q 表の如し。

P 表 母家、板敷、土間坪数及家屋税

	母屋		畳敷		板敷		土間		畳		税		厩舎	
	戸数	坪数	戸数	坪数	戸数	坪数	戸数	坪数	戸数	坪数	戸数	金額	戸数	坪数
自作	21	882.5	21	252.5	21	365.0	19	65.5	19	386	21	123.02	16	71.5
自小作	2	68.0	2	23.0	2	28.0	2	8.0	1	8	2	9.68	1	6.0
漁家	70	1,478.5	52	387.5	66	930.5	58	148.0	26	362	69	114.47	3	15.0
其他	20	577.5	16	132.0	20	319.0	18	53.5	14	182	20	48.98	3	10.5
合計	113	3,006.5	91	795.0	109	1,692.5	97	275.0	60	938	112	296.15	23	103.0

Q 表 家屋設備

	修繕		設						家屋		娯楽器				
	戸数	金額	柱時	目盤	ボンプ	カマ改良	自轉車	たんす	佛だん	晴雨計		戸数	金額		
自作	13	399.50	18	8	13	8	2	21	132	19	1,013	2	6	645.70	5
自小作	2	9.00	2	2	1	—	—	2	3	1	5	—	—	—	—
漁家	27	2,372.70	61	25	9	29	6	63	137	36	908	3	14	162.00	3
其他	11	116.10	18	8	5	8	2	19	53	13	139	1	6	73.00	1
合計	53	2,897.30	99	43	28	45	10	105	325	69	2,065	6	26	880.70	9

(2) 續いて燃料を見る

村にて使用される燃料は薪及び木炭であるが、木炭の使用は上流家庭にて行はるるに過ぎず、木炭は總て購入されるも、薪につきて其の自給購入方法の大略をみれば以下の如し。

自給 自己所有の山林を伐採し或は枯枝を採取す。又自己所有原野より枯草を採取す。

村有山林原野の灌木の枯枝を採取することは黙認せらる。

購入 製材所より杉皮を購入し、又は製材業者より杉伐截の時生ずる杉皮を購入す。山林所有者にて薪を販賣する者より購入す。

準購入 村有林の下枝を刈取る時其の枝を與へる。

燃料購入に関する戸別調査の結果は次の如し(燃料費と當地方の嚴寒さとを關係さして考ふる必要あり)

R 表 燃料購入

	全自給	購入		金額	一戸平均
		薪	炭		
自作	9	1	13	159.4	11.40
自小作	—	—	—	—	—
漁家	12	56	2	1,384.3	23.90
其他	6	14	3	410.3	29.30
合計	27	89	18	1,953.7	平均 22.70

即ち薪炭全自給戸数は農 23 戸中 9 戸、漁 70 戸中 12 戸、其他 20 戸中 6 戸であるが、購入戸数としても全購入戸数は極めて少数である。而して農家に於ては薪炭の購入は木炭を多少購入するものに限らるるが、漁家及び其他に於ては木炭購入戸数は合計 5 戸(90 戸中)に過ぎぬ。

(3) 燈 火

燈火は電燈及び蠟燭である。電燈なき家は殆んどなし。調査部落に於ける燈火費用次の如し。

S 表 燈 火

	戸数	電燈料	蠟燭代	計	一戸平均
農漁共	23	397.86	57.30	355.16	19.79
其他	70	775.53	126.08	901.61	12.88
計	20	243.00	34.15	277.15	13.85
合計	113	1,416.39	217.53	1,633.92	14.46

(註) 電燈なき家、漁家 2 戸有り。

(4) 浴 場

同村を通じて風呂屋は 7 軒あり。調査部落には 1 軒なり。尙住宅に於ける浴室設備の有無に関する調査の結果は次の如し。

T 表 浴 室

	戸数	有	無	共同
農漁共	23	16	5	2
其他	70	14	46	10
計	20	7	12	1
合計	113	37	63	13

入浴回数 一般に毎月 5—10 回程度、夏季に於ては殆んど毎日自宅にて行水をなす(漁業と入浴とに特殊な關係はなし)。

(5) 井 戸

これは飲料水の問題と結びついて考へなければならぬ、ここには只調査部落に於ける井戸の所在地別、所有形態別について職業別にみた結果を擧ぐるに止む。

U 表 飲 料 水

	かけひ	屋内井	屋外井	共同井	計
自作	7	14	—	—	23
自小作	—	7	—	—	70
漁家	37	5	—	6	20
其他	9	—	—	—	—
合計	53	26	4	30	113

(ハ) 衣服

當村に於ける住民の服装状態につきては特に著しきものなし。只注意すべきは生産のための衣服と生活のための衣服につきてなり。生産の爲の衣服は生産の項中になし事實である。吾人の調査は衣服費を分つて、

(1) 昨年買入れた衣服 (和洋)

Table with columns for gender (男, 女, 子供), item type (物), fabric (絹布, 綿布), quantity (反), and price (圓, 錢). Includes a total '計' column.

(2) 冠婚等特別なる場合に

同前

(3) 小物

シャツ、襦袢、タスキ、手拭、前掛、足袋、靴下、腰巻、褌、猿又等

白木綿……反、 ネル……反、 外に黄物……反

總額 圓 錢

(4) 仕立

手織の場合は原料糸代

衣服の染料、仕立賃、修繕費、洗濯代等

(5) 去年の被物代履物代

帽子、ゴム靴、下駄、草履、地下足袋……以上大人物、子供物。

についてなされたるも、殊に第5の場合の如き生産用なるか生活用なるか判別に苦しむの多きを發見す。

その結果次表の如し。

V表 被服費

Table showing clothing expenses categorized by '衣服' (clothing), '特別' (special), '小物' (accessories), '仕立' (tailoring), and '履物' (footwear). Columns include '戸數' (household count) and '金額' (amount).

(註) 殊に衣服につきては家族人員構成員中の女子數を考へること、及び子供數を考へること必要なり。前者は余數の男子に比して多額の衣服費を費消すると同時に、後者は異りたる性質の衣服費を要求すればなり。

(ニ) 保險衛生

當村に於ける死因別調べは次表によりて分明するが、この中特に當村なるが故に注意を要するは、近年疾病者中特に呼吸器疾患の著しき増加にして、それが主として出稼人により傳波されること及び蔬菜、魚類等の生食の爲に寄生蟲保有者の多きことの二者である。全村民の保健衛生思想、治療方法、出産等に關することは社會生活状態中にて觸れたから、ここに於ては主として消極的部面たる賣藥費、醫療費の兩者について戸別調査よりみることにする。

次表に依れば賣藥費1戸當り平均7.65圓となり、農家は漁家及び其他の家に比すれば一戸平均に於て約2倍の額を費消してゐる。賣藥費に於ける農家及び漁家の比較は更に醫療費と相關聯せしめて考ふる時は甚だ興味があるのである。即ち農家は23戸中17戸が醫者にかゝれるに反し、漁家は70戸中36戸、其他の家に於ては20戸中9戸、即ち共に其の半數が醫者にかゝつてゐるに過ぎぬ、且つ一戸平均醫療費は農家に於て漁家及び其他の家の約2倍以上である。

上の事實は調査部落に於ける農家及び漁家の肉體力の相違と云ふよりも其の經濟力の差を雄辯に物語るものであらう。尙上の事情は村全般に關しても適用し得べく、近來漁業不振のための漁家の苦惱の一様相とも考へらる。

(附) 本村には2名の醫師あり、但し専門醫なし。藥種商店なし。賣藥は全部富山商人による。

W表 死因別調

Table showing causes of death (死因別) from 1925 to 1949. Columns include year (大正14年, 大正15年, 昭和2年, 昭和3年, 昭和4年) and gender (男, 女, 計).

X表 賣 藥 費 (1)

	1回以上		2		3		4		5		6	
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額
農漁共	14	0.70	11	19.70	7	21.00	12	44.00	18	90.00	3	17.20
家	1	4.00	1	2.00	4	11.50	2	7.50	1	5.00	1	6.00
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	5	4.70	12	21.70	13	38.00	14	51.50	21	105.00	6	34.70

	7		8		9		10		15		20	
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額
農漁共	2	7.00	2	16.00	—	—	2	30.00	7	97.60	2	37.50
家	2	13.00	2	16.00	—	—	3	30.00	3	41.00	4	80.00
其他	—	—	—	—	—	—	1	10.00	6	87.00	—	—
計	5	34.00	4	32.00	—	—	7	70.00	16	225.60	6	117.50

	25		30		40		50		51以上		計	
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額
農漁共	1	23.00	2	57.00	—	—	1	50.00	—	—	23	279.80
家	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	425.90
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70	159.00
計	1	23.00	2	57.00	—	—	1	50.00	—	—	113	864.70

(註) 總平均 7.60圓、農家 12.16圓、漁家 6.08圓、其の他 7.95圓、賣藥を用ひざる家は1戸もなし。

Y表 醫 療 費

	10回		20回		30回		40回		50回		60回	
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額
農漁共	4	23.50	8	129.00	4	110.00	1	40.00	2	100.00	2	125.00
家	12	55.20	2	25.00	1	23.00	—	—	—	—	—	—
其他	3	19.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	19	97.70	10	154.00	6	162.00	1	40.00	3	141.00	4	238.00

	70回		80回		90回		100回		150回		200回	
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額
農漁共	1	70.00	1	80.00	1	90.00	3	300.00	1	120.00	—	—
家	1	70.00	—	—	—	—	1	100.00	1	105.00	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1	140.00	1	80.00	1	90.00	6	600.00	4	525.00	1	200.00

	250回		300回		400回		500回		501回以上		計	
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額
農漁共	1	250.00	—	—	—	—	1	500.00	1	900.00	17	2,856.50
家	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37	1,719.20
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	342.00
計	1	250.00	1	300.00	—	—	2	1,000.00	1	900.00	63	4,917.70

(註) 總平均 78.06圓

農家 168.03圓(900圓1戸を neglectすれば農家の平均は122圓.29となる)
 漁家 46.46圓
 其の他 38.00圓

續いて生命保險加入狀況をみるに

(イ) 簡易保險に於ては調査戸數 113 戸中 63 戸が加入してゐる。即ち農家に於ては 23 戸中 14 戸、漁家に於ては 70 戸中 40 戸、其の他の家にては 20 戸中 9 戸が加入してゐるのである。成績良好と云ふべきである。之は村當局、漁業組合等の極力勧誘せるに依る結果である。一戸當り平均保險金額は次表の如く農家は漁家及其他の家の 2 倍にして、こゝにも經濟力の差違を示してゐる。

Z表 保 險

	簡 易 保 險				會 社 保 險			
	加入戸數	口數	金額	料 金	加入戸數	口數	金額	料 金
	戸数	口数	円	円	戸数	口数	円	円
農漁共	14	20	1,835.80	85.60	7	14	9,670.00	404.95
家	40	46	2,250.00	120.40	8	13	7,780.00	373.59
其他	9	9	467.00	33.60	6	7	4,050.00	184.40
計	63	75	4,552.89	239.60	21	34	21,500.00	962.94

(註)

簡易保險金額	會社保險金額	調査戸數
最高 400.00	最高 1,000.00	農家 23
最低 20.00	最低 50.00	漁家 70
總平均 72.10	總平均 1,024.00	其の他 20
		計 113

加入1戸平均	農家	漁家	其の他
	131.10圓	56.20圓	51.90圓
	1,384.00圓	972.00圓	675.00圓

(ロ) 會社保險に於ては加入戸數は 113 戸中 21 戸にて漁家の加入狀況は農家其の他の家のそれに比し斷然劣つてゐる。

(註) 住民は一般に保險に對する理解に乏しく簡易保險加入者中には其の金額等は全然知らず。且其の料金は一種の組合費乃至は税金と心得てゐるものもある。

(漁村經濟の研究 東京帝國大學農學部農政學研究室
 昭和 8 年 8 月 刊 170 頁~179 頁)

(2) 靜岡縣本益津村の住民生活狀態

こゝでは主として部落住民の消費に關する事情を中心として述べる。

主に一般總取調査報告に基くものであるが、而もその事情の總てを述べることは、多大の紙數を割かねばならぬので、こゝではその中で特に漁村的色彩を帯びたりと看做さるゝ點のみに就て述べよう。尙生計費に關する戸別調査は僅かに項目に就いての調査があるのみで、從つて衣食住其の他に關しての詳細なる生活費は不明の個處が多い。

(イ) 衣服

木綿物、絹物共に隣接の焼津町の呉服店より購入してゐる。衣服を自給するものは殆んど無いが唯、漁業労働用の「厚し」の着物は特に自家で入念にさしたものを着る。又青年漁夫は近年セイラース、トラウザースをはく様になりそれが農家の青年の間にも流行する傾向があるのは注意に値する。

田畑に出る時は大抵ゴム足袋をはく、昔は自家で草鞋を作つてはいたが、今は少なくなつた。漁夫は漁船に乗組中は裸足である。

(ロ) 飲食物

(A) 農家では夏の農繁期には1日4回の食事をなし、冬は3回を普通とする、漁撈中は普通食事は2回であるが、鯉釣りが始まると食事なぞ半日も1日も攝らずに仕事をする、地引網を曳くので農家漁家共に一般に副食物には魚が多いことは云ふ迄もない、其の他若干の自給野菜類が用ひられる飲米は自給購入混淆である。即ち次表の如し。

	全自給	自給及購入	全購入	計
漁家	21	36	22	19
農家	14	4	—	18
その他	6	7	2	15
計	41	47	24	112

(B) 漁船中の食事

船出する時は、40~50人乗の漁船ならば野菜、豆類、薯等を約10圓位、酒は1斗位積み込み其他米、味噌、醤油を積み込んで出かける、陸では麥を多量に混じて米麥を主食物とするが、航海中は白米を食する。一般に漁師には脚氣病が多いと云はれるが、出漁中は新鮮なる野菜に缺乏すること、白い米の飯を食べるからではないかと云はれる。現時は注意して野菜を成る可く多く積み込み、且脚氣を患ふ者は特に麥飯を食べる。

(C) 日常食物の變遷

茶及び柑橘の販賣數量が近年著しく増加したのと、最近遊洋漁業の發展とに伴つて、住民の所得が豊かになり、衣食の質、量も向上して來たので主食物中の麥に代つて米の量が増加したことは注目に値する。その他、購入副食物の種類も幾分は増加したる模様であるが、之は取り立てて云ふ程のものはない。即ち前にも述べた如く元來海邊で耕地は狭少であるから農作物の變遷が日常食物の變化を齎したと云ふ事實は見られぬやうである。

(D) 漁村と酒とはつきものゝ如くで、古來飲酒は盛んであつて、一時に1升位飲む人は珍しくないと云ふ。1週間乃至10日間の鯉漁の出漁にも1船(40—50人の船)に1斗の酒を積むことは前述した通りである。陸へ上つては屢々お日待ちで船元の家

で酒を飲む。濱當目部落には酒造家が1軒あつて、漁業組合で之を組合員に販賣して居るが、同酒造家の年収益が3,000圓を下らぬと云ふから、漁村住民の飲酒額を推察し得るであらう。蓋しかゝる飲酒の習慣は前節に述べたる。漁民の信仰心及相互扶助的精神の反映としての社交(お日待等)の機会が多きためによるのではあるまいか。

(ハ) 住居

住家は一般農村の場合と稍異り町家の如く密集して居る。且つ海岸で絶えず風が相當強いので、家毎に必ず櫓の生籬を廻して防火の用意としてゐる。母屋と倉庫、納屋、肥料小屋、下男部屋或は流し、便所等を離して建て、居るのも或は防火の災害を軽減せんとする意圖に出ずるものであるから、尙屋根は住家の略9分通り(90%)まで瓦葺きである。

屋内は概して清潔であり、殊に臺所、流し下は非常に清潔にしてある。これは漁村なるが故に婦人の勞力が餘つて居て手入れが行届くと云ふ點もあらうが、漁師が海上生活にて不淨を忌み、清潔の習慣を有して居る反映かと思はれる。因に濱當目は明治43年頃から電燈を用ひてゐる。

(ヘ) 衛生

部落の漁業者は遊洋漁業に出漁し、伊豆、房州其他各地に寄港して其處から花柳病を持ち歸る者が多いことは注意すべき點である。壯丁検査の例年の結果に徴すると壯丁50~60名中普通5~6名の同病患者を見た、最近1.2年は稍減じて1~2名となつた。

尙漁業者は特に病人の手當にかける金額である。之は漁益分配方法が前にも既に述べた様に、獨特の相互扶助的性質を持つて居るので一家の柱石が疾病に罹つても直ちに収入の源がなくなると云ふことがないこと云ふ事實に起因して居るかも知れぬ。(第55表乃至第58表参照)。尙漁家、農家共に重病人ある時は醫者にかゝる外、中流以下の家でも看護婦を備ふ。又入院することも屢々ある。看護料は一日當り80錢乃至1圓20錢で、傳染病の場合は3圓位である。

醫療費多少別戸數

金額	0圓	1.00以下	1.01-2.00	2.01-3.00	3.01-4.00	4.01-5.00	5.01-6.00	6.01-7.00	7.01-8.00	8.01-9.00
漁家	11	3	7	4	2	7	4	—	—	—
農家	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	3	—	—	—	—	2	—	—	—	—
計	18	3	7	4	2	9	4	—	—	—

金額	9.01-10.00	10.01-15.00	15.01-20.00	20.01-30.00	30.01-50.00	50.01-100.00	100.01-500.00	500.01圓以上	計
漁家	6	8	3	7	8	4	2	2	78
農家	6	2	2	1	1	—	1	1	18
その他	2	—	—	1	5	—	1	1	15
計	14	10	5	9	14	4	4	4	111

(註) 漁家に於ては不明戸數1戸之を除く

医療費の總所得額に對する割合多少別戸數

割合	合計	0%	0.1-1.0	1.1-2.0	2.1-3.0	3.1-4.0	4.1-5.0	5.1-6.0	6.1-7.0	7.1-8.0
		11	17	7	8	8	2	6	2	1
漁農共 の	家 家 他	4	1	1	5	1	—	—	2	—
		3	1	1	1	2	1	1	1	1
計		18	19	9	14	11	3	7	5	2

割合	合計	8.1-9.0	9.1-10.0	10.1-15.0	15.1-20.0	20.1-50.0	50.1-100.0	100.1以上	計
		3	2	4	—	4	1	2	78
漁農共 の	家 家 他	—	—	—	1	1	—	2	18
		—	—	1	1	1	—	—	15
計		3	2	5	2	6	1	4	111

(註) 漁家に於ては不明戸數一戸之を除く。

賣藥費多少別戸數

金額	合計	0円	1.00円以下	1.01-2.00	2.01-3.00	3.01-4.00	4.01-5.00	5.01-6.00	6.01-7.00	7.01-8.00
		13	7	17	6	3	13	2	3	3
漁農共 の	家 家 他	2	4	3	1	—	2	1	—	2
		4	1	7	2	1	3	—	—	—
計		19	12	21	9	4	18	3	3	5

金額	合計	8.01-9.00	9.01-10.00	10.01-15.00	15.01-20.00	20.01-30.00	30.01-50.00	50.01-100.00	100.01以上	計
		—	4	4	—	—	—	—	—	—
漁農共 の	家 家 他	—	1	1	1	1	—	—	—	18
		—	—	1	1	1	—	—	—	15
計		—	5	6	3	2	—	1	1	112

賣藥費の總所得額に對する割合多少別戸數

割合	合計	0%	0.1-0.5	0.6-1.0	1.1-1.5	1.6-2.0	2.1-2.5	2.6-3.0	3.1-3.5	3.6-4.0
		13	23	19	8	4	3	2	1	—
漁農共 の	家 家 他	2	7	2	3	1	—	—	—	—
		4	4	1	—	1	3	1	—	—
計		19	34	22	11	6	6	3	1	—

割合	合計	4.1-4.5	4.6-5.0	5.1-6.0	6.1-7.0	7.1-8.0	8.1-9.0	9.1-10.0	10.1-15.0	15.0%以上	計
		1	1	—	1	—	1	1	1	1	2
漁農共 の	家 家 他	—	—	—	—	—	1	—	—	—	18
		—	—	—	—	—	1	—	—	—	15
計		1	1	—	1	—	2	1	1	3	112

尙因みに出産の時は殆ど何處の家でも産婆にかゝる、産婆の謝禮は次の如くである。

上流	長男又は長女	10円	次、三男又は次、三女以下	5円
中流	"	5円~6円	"	3円
下流	"	3円~4円	"	2円

(漁村經濟の研究 東京帝國大學農學部農政學研究室 昭和8年8月刊行 71-79頁)

(3) 農漁業者住宅調査

調査總戸數に就き先づ所有關係別に戸數、延坪數及居住人員を見るに、總戸數 11,307 戸中、持家 10,834 戸にして總戸數の 9 割 5 分餘を占め、借家は 473 戸で總戸數の 4 分餘に過ぎずして(次表参照)、全部持家のは 27ヶ村中 6ヶ村に及ぶ。次に延坪數を見るに、持家は母家 256,627.95 坪、其の附屬家 138,309.7 坪、合計 394,937.65 坪にして、借家は母家 5,829.1坪、其の附屬家 2,800.1坪である。然して持家及借家の總延坪數 403,566.85 坪に對し持家の母家及附屬家延坪數は 9 割 8 分に當り、借家の母家及附屬家延坪數は僅かに 2 分に過ぎない。更に居住人員に就いて見れば其の總數 64,732 人にして、持家に居住するもの 62,314人、總數の 9 割 6 分、借家に居住するもの 2,418人、總數の 4 分に當る。次に 1 戸當坪數 1 人當坪數 1 坪當人員は次に示す如くであつて、大體持家に比し借家の母家及附屬家は其の面積狭少となり、作業上及一般生活上に及ぼす影響の少くないことが窺はれる。

別區	持借	一戸當坪數		一人當坪數		一坪當人員	
		母家	附屬家	母家	附屬家	母家	附屬家
持家	借家	23.7	12.8	4.1	2.2	0.2	0.5
持家	借家	12.3	6.1	2.4	1.2	0.4	0.9

更に職業別に就て之を見れば、總戸數 11,307 戸の内、農業を主とするもの 8,954 戸にして、調査總戸數の 7 割 9 分に當り、漁業を主とするもの 2,353 戸にして 2 割 1 分となる。以下各別に之を概説すれば次の如くである。(農業を主とする者の項を省く)

漁業を主とするもの

調査戸數 2,358 戸の内、純漁業 1,107 戸、兼業を有するもの 1,246 戸であつて、其の持家と借家との別は次に示す如く、調査戸數に對し持家は 9 割 2 分、借家は 8 分となり、海濱部 6ヶ村中には借家のものは 1村もない。

漁業を主とするもの、戸數

別區	持借	純漁業	兼業を有するもの	計
		949	1,225	2,174
持家	借家	158	21	179
合計		1,107	1,246	2,353

次に延坪數を見るに持家と借家の別は次表の如くであつて、母家及附屬家の總延坪數に比し持家の母家及附屬家延坪數は 9 割 7 分に當り、借家の母家及附屬家延坪數は 3 分に過ぎない。

延 坪 敷

區 別	母 家		附 屬 家		計
	坪	家	坪	家	
持 家	43,715.70	8,626.05	52,341.75		
	16,149.05	1,990.65	18,139.70		
借 家	27,566.65	6,635.40	34,202.05		
	1,634.50	86.10	1,720.60		
合 計	45,350.20	8,712.15	54,062.35		
	17,579.65	2,065.25	19,644.90		
内 { 兼業を有するもの	27,770.55	6,646.90	34,417.45		
	1,430.60	74.61	1,505.20		
内 { 兼業を有するもの	203.90	11.50	215.40		

居住人員に就て見れば、持家と借家との別は次に示す如くであつて、持家に住居するもの12,413人にして、總敷の9割3分、借家に居住するもの882人にして7分に當る。

居 住 人 員

區 別	純 漁 業		兼業を有するもの		計
	人	家	人	家	
持 家	5,273	763	7,140	119	12,413
					882
借 家					
合 計	6,036	763	7,259	119	13,295

最後に1戸當坪敷、1人當坪敷、1坪當人員に就て見れば次に示すが如くであつて、持家及借家とも前掲農業を主とするもの、坪敷よりも著しく狭少となり、更に借家は持家よりも一層狭いのである。

區 別	一戸當坪敷		一人當坪敷		一坪當人員	
	坪	家	坪	家	人	坪
持 家	20.1	4.0	3.5	0.7	0.3	1.4
	9.1	0.5	1.9	0.1	0.5	1.0
借 家						

(農漁業者住宅調査報告 社會局社會部 昭和5年3月 18頁~19頁)

二、保健衛生實地調査

(1) 兵庫縣保健衛生實地調査

第1表 體性=依り分ちたる常住人口及出産、死産、死亡

年 次	常 住 人 口			出 産			死 産			死 亡		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治四十五年	602	576	1,178	20	27	47	3	1	4	2	13	15
同 元 年	615	592	1,207	28	18	46	1	—	1	7	5	12
同 二 三 年	618	599	1,217	24	15	39	1	2	3	5	7	12
同 四 年	640	604	1,244	25	12	37	5	—	5	17	6	23
同 五 年	640	608	1,248	19	20	39	4	2	6	8	7	15
同 六 七 年	635	611	1,246	23	26	49	2	4	6	11	12	23
同 八 九 年	610	596	1,206	14	24	38	5	5	10	14	19	33
同 十 年	614	603	1,217	14	24	38	1	1	2	8	8	16
同 十 一 年	643	624	1,267	30	20	50	5	1	6	14	10	24
同 十 二 年	648	627	1,275	15	24	39	1	1	2	13	13	26
平 均	627	604	1,231	21	21	22	3	2	5	10	10	20

年 齡	男 女 男 女 男 女 男 女 男 女 男 女 男 女 計												男 女 男 女 男 女 男 女 男 女 男 女 男 女 計																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23										
合計	1	2	1	6	10	1	4	1	1	3	1	1	4	5	1	1	2	1	2	1	2	4	12	10	5	2	2	19	12	31	1	1	1
95-100																																	
90-95																																	
85-90																																	
80-85																																	
75-80																																	
70-75																																	
65-70																																	
60-65																																	
55-60																																	
50-55																																	
45-50																																	
40-45																																	
35-40																																	
30-35																																	
25-30																																	
20-25																																	
15-20																																	
10-15																																	
5-10																																	
計																																	
4-5																																	
3-4																																	
2-3																																	
1-2																																	
0-1																																	
病 類	9. 流行性感冒												29. 肺炎																				
	10. 結核												30. 肺出血及肺軟化																				
	13. 結核性肺炎												32. 肺系の疾患																				
	14. 結核性胸膜炎												計																				
	15. 肺結核の結核												33. 器質的疾患																				
	16. 肺結核の結核												計																				
	18. 肺結核の結核												計																				
	19. 肺結核の結核												計																				
	21. 肺結核の結核												計																				
	24. 肺結核の結核												計																				
	26. 肺結核の結核												計																				
	傳染性病及全身病												神經系の疾患																				

病類	年齢	呼吸器の疾患		消化器の疾患		泌尿器の疾患		時形及幼年		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女		
35. 急性気管支炎 36. 慢性気管支炎 37. 肺炎 38. 肺管器の疾患 計	0-1	1	2							3	
	1-2	2	3							5	
	2-3	2	3							5	
	3-4	3	1							4	
	4-5	1	1							2	
	5-10	8	7							15	
	10-15	9	9							18	
	15-20	18	18							36	
	20-25	1	1							2	
	25-30	1	1							2	
30-35											
35-40											
40-45											
45-50											
50-55											
55-60											
60-65											
65-70											
70-75											
75-80											
80-85											
85-90											
90-95											
95-100											
合計		22	21	20	18	6	1	29	21	50	
39. 胃の疾患 40. 下痢及腸炎 43. 虫媒垂炎及腸炎 44. 腸管及腸管痙攣 46. 胆他の疾患 47. 腸膜炎(虚に因するものを除く) 計	0-1	4	2							6	
	1-2	2	1							3	
	2-3	1	1							2	
	3-4										
	4-5										
	5-10										
	10-15										
	15-20										
	20-25										
	25-30										
30-35											
35-40											
40-45											
45-50											
50-55											
55-60											
60-65											
65-70											
70-75											
75-80											
80-85											
85-90											
90-95											
95-100											
合計		7	5							12	
48. 泌尿器の疾患 計	0-1										
	1-2										
	2-3										
	3-4										
	4-5										
	5-10										
	10-15										
	15-20										
	20-25										
	25-30										
30-35											
35-40											
40-45											
45-50											
50-55											
55-60											
60-65											
65-70											
70-75											
75-80											
80-85											
85-90											
90-95											
95-100											
合計		1	1							2	
54. 時形及幼年 計	0-1	2	4							6	
	1-2	4	2							6	
	2-3	2	4							6	
	3-4	2	4							6	
	4-5	4	2							6	
	5-10										
	10-15										
	15-20										
	20-25										
	25-30										
30-35											
35-40											
40-45											
45-50											
50-55											
55-60											
60-65											
65-70											
70-75											
75-80											
80-85											
85-90											
90-95											
95-100											
合計		2	4							6	

病類	年齢	不明の診断		原因不詳		計		合計
		男	女	男	女	男	女	
56. 老年 計	0-1							
	1-2							
	2-3							
	3-4							
	4-5							
	5-10							
	10-15							
	15-20							
	20-25							
	25-30							
30-35								
35-40								
40-45								
45-50								
50-55								
55-60								
60-65								
65-70								
70-75								
75-80								
80-85								
85-90								
90-95								
95-100								
合計		11	19	11	19	30		100
59. 不明の診断 60. 原因不詳 計	0-1							
	1-2							
	2-3							
	3-4							
	4-5							
	5-10							
	10-15							
	15-20							
	20-25							
	25-30							
30-35								
35-40								
40-45								
45-50								
50-55								
55-60								
60-65								
65-70								
70-75								
75-80								
80-85								
85-90								
90-95								
95-100								
合計		2	2	2	2	4		100

註 本表は疾病別に依る死亡数なり。

第 2 表 體性、原因及月により分ちたる小兒死亡

(5 歳迄) = 自大正元年 至同 十年 合計 飾葛郡家島村の内坊勢村

死亡の月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
0歳	傳染性病	性炎													
		核膜他病													
	精神系	肺炎													
		計													
	呼吸器	急管支炎													
		計													
	消化器	胃の疾患													
		計													
	畸形及年	畸形													
		計													
不明原因	不明														
	計														
合計	合計														
	合計														
1歳	精神系	肺炎													
		計													
	呼吸器	肺炎及支炎													
		計													
	消化器	下痢及炎													
		計													
	合計	合計													
		合計													
	2歳	精神系	肺炎												
			計												
呼吸器		肺炎及支炎													
		計													
消化器		下痢及炎													
		計													
合計		合計													
		合計													
3歳		精神系	肺炎												
			計												
	呼吸器	肺炎及支炎													
		計													
	消化器	下痢及炎													
		計													
	合計	合計													
		合計													
	4歳	精神系	肺炎												
			計												
呼吸器		肺炎及支炎													
		計													
消化器		下痢及炎													
		計													
合計		合計													
		合計													
5歳		精神系	肺炎												
			計												
	呼吸器	肺炎及支炎													
		計													
	消化器	下痢及炎													
		計													
	合計	合計													
		合計													

死亡の月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
2歳	呼吸器													
	計													
3歳	消化器													
	計													
3歳	呼吸器													
	計													
4歳	呼吸器													
	計													
4歳	傳染性病													
	計													
4歳	精神系													
	計													
4歳	呼吸器													
	計													
5歳	消化器													
	計													
5歳	泌尿器													
	計													
合計	合計													
	合計													
總計	男													
	女													

第 3 表 體格の等位に依り分ちたる壯丁検査

年次	甲種	乙種	丙種	丁種	戊種	合計
明治四十年	1	4	1	2	—	8
同 四十一年	5	6	1	—	—	12
同 四十二年	4	3	4	1	—	12
同 四十三年	1	1	4	—	—	7
同 四十四年	2	2	—	1	—	5
同 四十五年	4	4	4	2	—	14
同 四十六年	6	7	—	—	—	13
同 四十七年	8	2	1	—	—	11
同 四十八年	8	4	2	—	—	14
同 四十九年	7	3	5	—	—	15
合計	46	36	22	8	1	113

第 4 表 體性及職業に依り分ちたる寄生蟲卵保有者及非保有者

職業	有	無	職業														計	
			漁業	農業	無職	船業	商業	渡船業	大工業	石工業	数員	手傳職	石取業	小使	按摩業	船員		僧侶
検査人員	271	9	31	4	3	9	6	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	344
非保有者	271	205	3	31	12	3	9	6	3	2	2	2	1	1	1	1	1	220
卵保有者	108	31	9	3	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	128
検査人員	108	31	9	3	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	32
非保有者	92	80	15	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	160
卵保有者	41	5	1	5	4	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	86
検査人員	5	73	1	4	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	57
非保有者	30	1	2	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	79
卵保有者	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23
検査人員	163	9	22	1	2	6	5	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	216
非保有者	174	3	8	1	1	6	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	188
卵保有者	163	183	3	22	9	2	6	5	2	1	2	1	1	1	1	1	1	404
検査人員	201	7	17	9	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	247
非保有者	297	11	21	8	7	11	7	5	1	4	1	1	1	1	1	1	1	372
卵保有者	492	18	38	17	7	16	9	6	2	5	1	1	1	1	1	1	1	619
検査人員	39	2	5	3	2	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	51
非保有者	63	3	5	1	3	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	82
卵保有者	102	5	10	4	3	4	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	133
検査人員	31	4	3	4	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	106
非保有者	120	7	13	4	3	9	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	163
卵保有者	70	1	8	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	86
検査人員	105	1	3	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	117
非保有者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
卵保有者	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
検査人員	162	5	12	6	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	196
非保有者	234	8	16	7	4	9	6	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	290
卵保有者	396	13	28	13	4	8	3	2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	486

第 5 表 體性及年齢に依り分ちたるトラホーム患者

年齢	検査人員			トラホーム患者数						検査人員百中			
	男	女	計	重症		軽症		計		男	女	計	
				男	女	男	女	男	女				
0歳より5歳迄	85	116	201	1	—	6	11	7	11	18	8.24	9.48	8.96
5—10	105	83	188	1	1	25	21	26	22	48	24.76	26.51	25.53
10—15	83	85	168	—	2	22	23	22	25	47	26.51	29.41	27.98
15—20	62	41	103	2	3	18	8	20	11	31	32.26	26.83	30.10
20—25	63	43	106	—	—	24	6	24	6	30	38.10	13.95	28.30
25—30	40	31	71	2	—	15	5	17	5	22	42.50	16.13	30.99
30—35	39	43	82	—	2	9	6	9	8	17	23.08	18.60	20.73
35—40	32	34	66	3	2	10	8	13	10	23	40.63	29.41	34.85
40—45	37	26	63	2	2	13	5	15	7	22	40.54	26.92	34.92
45—50	28	26	54	1	2	9	6	10	8	18	85.71	30.77	33.33
50—55	29	24	53	3	1	12	2	15	3	18	51.72	12.50	33.96
55—60	18	13	31	3	1	4	4	7	5	12	38.89	38.46	38.71
60—65	17	16	32	3	—	7	5	10	5	15	58.82	31.25	45.45
65—70	11	11	22	—	—	4	6	4	6	10	36.36	54.55	45.45
70—75	6	7	13	—	—	4	1	4	1	5	66.67	14.29	38.46
75—80	4	8	12	—	—	4	3	4	3	7	100.00	37.50	58.33
80—85	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
85—90	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
90—95	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
95歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	659	609	1,268	21	16	186	120	207	136	343	31.41	22.33	27.05

2. 福岡縣農村保健衛生實地調査

福岡縣甲良郡淺島村は博多灣頭にある孤島にして耕地少なく林野又多からず、村民は大略半農半漁を営む醫師、産婆等開業するものなし、かく恵まれざる村に就きて衛生状態を観察することは亦徒爾ならずと信ず。

職業別戸数表

年次	農業	漁業	工業	商業	雑	無職	計
大正元年	74	58	2	3	2	6	154
2年	74	57	3	4	3	7	148
3年	69	59	3	5	8	9	153
4年	60	56	3	5	16	11	151
5年	54	56	4	4	26	6	150
6年	54	61	4	5	17	9	150
7年	56	62	4	5	16	7	150
8年	59	60	4	6	11	10	150
9年	61	63	4	7	11	8	154
10年	61	65	4	6	14	5	157

本村は元來農業者其の半数在りしが近年に到り其の數全體の4割餘となり、漁業其の他の業に於て多少増加したるを見る。商業の如きは近年産業組合成立し主要の日用品を供給するので一般の商況には多少影響して居る様である。

一般衛生

1. 醫師

淺島村には開業醫一名もなく同郡姪ノ濱町東區の出張所を字北ノ浦に置く。

2. 産婆、看護婦

本村にて開業するものなし。

3. 鍼灸、按摩術者なし。

4. 賣藥

本村には賣藥請負業者、字西に一戸あるのみなれども各地方より來る配置賣藥を服用するもの甚少とせず。

5. 衛生組合

本村は各字毎に衛生組合の設けありて衛生思想の向上を計りつゝあり。

6. 傳染病院

字東にありて最近10ヶ年間に腸チブス患者2、コレラ患者1、(大正11年)計3名收療せり。

人口及戸數

1. 年次別人口及戸數

本村に於ける大正6年より(大正15年昭和元年)に至る10ヶ年間の人口及戸數は第1表の如し。

第1表 體性及年次に依りて分ちたる人口及戸數

	本籍人口			常住人口			入寄留			出寄留			戸數
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
大正6年	465	503	968	444	449	893	38	19	57	59	73	132	150
" 7年	461	490	951	422	441	863	32	38	70	71	87	158	152
" 8年	471	499	970	435	444	879	37	19	56	73	74	147	150
" 9年	508	483	991	447	427	874	41	40	81	102	96	198	154
" 10年	485	518	1,003	488	519	1,007	80	19	99	27	18	45	157
" 11年	522	515	1,037	519	507	1,026	28	14	42	31	22	53	162
" 12年	544	537	1,081	543	532	1,075	36	15	51	31	20	51	159
" 13年	544	537	1,081	568	567	1,135	55	45	100	31	15	46	159
" 14年	527	492	1,019	497	500	997	34	34	68	64	26	90	158
" 15年	536	523	1,059	507	510	1,017	47	45	92	76	58	136	162
昭和元年平均	506	510	1,016	486	490	977	37	29	66	57	49	105	156

2. 字別現住人口及戸數

本村に於ける昭和2年9月現在の人口及戸數を字別に依りて見れば第2表の如し。

第2表 字別現住人口及戸數

(昭和2年9月現在)

字名	戸口	現住人口			一戸平均人員
		男	女	計	
北浦區	36	85	82	167	4.6
東江ノ口區	42	106	108	217	5.1
西區	28	68	67	135	4.8
合計	53	117	149	266	5.0
合計	159	376	406	782	4.9

生産及死亡

本村に於ける出産及死亡調査は専ら村役場戸籍簿其の他之等調査に必要な書類に依り常住者に就て調査せり。

1. 出 産

本村に於ける最近10ヶ年間の出産を體性、年次及月に依りて見れば第3表乃至第5表の如し。

第3表 體性及年次、月に依りて分ちたる出産實數

年次	月												合計	出産總數に對する比
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二		
大正6年	1	1	1	3	—	2	2	2	—	3	2	1	6	2.2
" 7年	1	1	1	3	—	2	2	2	—	3	2	1	18	6.6
" 8年	2	2	3	1	2	1	1	—	—	3	2	1	24	8.8
" 9年	2	3	3	2	2	1	2	—	3	2	3	1	14	5.1
" 10年	2	3	3	—	2	—	2	—	3	2	3	1	10	3.7
" 11年	2	3	3	—	2	—	2	—	3	2	3	1	24	8.8
" 12年	3	3	3	—	2	—	2	—	3	2	3	1	9	3.3
" 13年	3	3	3	—	2	—	2	—	3	2	3	1	20	7.4
" 14年	4	3	—	—	1	—	1	—	2	1	1	1	29	10.7
" 15年	3	2	2	2	—	1	1	—	4	1	1	—	12	4.4
昭和元年平均	3	2	2	2	—	1	1	—	4	1	1	—	17	6.3
合計	2	1	1	1	1	1	2	2	2	1	3	—	29	10.7
合計	1	2	2	—	1	1	2	2	3	2	3	—	17	6.3
合計	3	3	3	1	2	2	2	5	2	3	5	1	15	5.5
合計	—	1	3	2	—	2	—	2	—	1	—	—	32	11.8
合計	1	1	3	2	—	2	—	2	—	1	—	—	10	3.7
合計	1	1	3	2	2	2	2	—	3	1	3	1	11	4.0
合計	4	3	2	1	2	—	—	2	—	1	1	3	21	7.7
合計	4	2	1	1	3	—	—	3	1	1	3	—	19	7.0
合計	4	3	2	1	2	—	—	3	1	2	4	3	17	6.3
合計	8	5	3	2	5	—	—	1	1	2	4	3	36	13.2
合計	2	—	—	—	—	—	—	2	2	3	1	2	12	4.4
合計	—	1	—	—	1	1	1	—	—	3	1	1	9	3.3
合計	2	1	—	—	1	1	1	2	2	6	2	3	21	7.7
合計	5	—	3	1	2	1	—	2	1	1	—	3	19	7.0
合計	1	—	2	—	—	—	—	1	—	1	—	1	6	2.2
合計	6	—	5	1	2	1	—	3	1	2	—	4	25	9.2
合計	1	2	1	—	1	2	—	—	2	5	1	—	15	5.5
合計	4	1	1	—	2	1	2	—	4	1	—	—	16	6.9
合計	5	3	2	—	3	3	2	—	4	3	5	1	31	11.4
合計	20	13	13	6	9	6	7	10	7	12	16	14	133	48.9
合計	24	13	12	7	10	8	8	10	16	13	15	7	139	51.1
合計	44	26	25	13	19	14	15	20	23	25	31	21	272	100.0

第4表 體性及年次に依り分ちたる出産實數

年次	常住人口	出産實數			川産女百につき	常住人口千に對する川産率	福岡縣及全國に於ける人口1000に對する生産率	
		男	女	計			福岡縣	全國
大正6年	893	6	18	24	33.3	26.9	—	32.3
" 7年	863	14	10	24	140.0	27.9	32.5	32.2
" 8年	880	9	20	29	45.0	33.0	31.9	31.6
" 9年	874	12	17	29	70.6	33.2	36.0	36.2
" 10年	1,007	17	15	32	113.3	31.8	34.5	35.1
" 11年	1,010	10	11	21	90.9	20.7	34.5	34.2
" 12年	998	19	17	36	111.4	36.1	35.5	34.9
" 13年	1,135	12	9	21	133.3	18.5	34.0	33.8
" 14年	997	19	6	25	316.7	25.1	35.4	34.9
" 15年	1,016	15	16	31	93.8	30.5	34.7	34.8
昭和元年平均	9,673	133	139	272	95.1	28.1	—	—

備考 福岡縣人の人口千對出産は福岡縣人口統計書により、又全國の人口千對出産は内務省衛生局年報に據る。

第5表 體性及月に依り分ちたる出産實數

月	生産實數			出産女 百につ き男	出産總數 に對する 百分比
	男	女	計		
一月	20	20	40	100.0	14.7
二月	13	13	26	100.0	9.6
三月	13	12	25	108.2	9.2
四月	6	7	13	85.7	4.8
五月	9	10	19	90.0	7.0
六月	6	8	14	75.0	5.1
七月	7	8	15	87.5	5.5
八月	10	10	20	100.0	7.4
九月	7	16	25	43.8	8.5
十月	12	13	25	92.3	9.2
十一月	16	15	31	106.7	12.2
十二月	14	7	21	200.0	7.7
合計	133	139	272	95.7	100.0

2. 死亡

本村に於ける最近10ヶ年の常住者の死亡を體性、年次及月別に見れば第6表乃至第8表の如し。

第6表 體性及年次、月に依りて分ちたる死亡實數。

年次	月												合計	死亡總數 に對する 百分比
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二		
大正六年	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	4	2.2
〃 七年	1	1	1	3	1	1	1	2	2	3	2	1	16	8.8
〃 八年	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	6	3.3
〃 九年	2	2	2	2	1	1	1	2	1	2	1	1	15	8.2
〃 十年	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	8	4.4
〃 十一年	4	2	2	1	1	1	1	3	1	2	3	1	21	11.5
〃 十二年	6	2	2	1	1	1	1	1	2	2	3	1	7	3.8
〃 十三年	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	13	7.1
〃 十四年	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	10	5.4
〃 十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	7.1
昭和元年	1	3	2	1	3	2	2	4	3	1	1	1	23	12.6
〃 二年	4	2	2	1	1	2	1	1	1	1	2	1	9	4.9
〃 三年	4	3	1	1	1	2	1	1	3	1	2	1	9	4.9
〃 四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	5.4
〃 五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	5.4
〃 六年	1	1	2	1	3	2	1	1	1	1	1	1	14	7.6
〃 七年	1	1	1	1	1	1	3	2	1	1	1	1	10	5.4
〃 八年	1	2	3	1	1	5	4	1	1	1	3	1	20	10.9
〃 九年	1	2	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	12	6.6
〃 十年	2	2	1	3	4	2	1	1	2	1	1	1	8	4.4
合計	3	12	3	9	7	7	10	8	8	11	6	8	92	50.3
男計	13	5	10	4	7	8	11	6	5	6	10	6	91	49.7
女計	16	17	13	13	14	15	21	14	13	17	16	14	183	100.0

第5表 體性及年次に依りて分ちたる死亡

年次	常住 人口	死亡實數			死亡女 百につ き男	常住人 千に對 する死 亡	福岡縣及全國に 於ける千對死亡	
		男	女	計			福岡縣	全國
大正六年	893	4	6	10	66.7	11.2	20.8	21.4
〃 七年	863	16	3	29	123.1	33.6	27.9	26.8
〃 八年	880	6	9	15	66.7	17.0	23.3	22.8
〃 九年	874	8	13	21	61.5	24.0	25.8	25.4
〃 十年	1,007	7	6	13	116.7	16.9	21.8	22.7
〃 十一年	1,010	10	13	23	76.9	22.8	19.6	22.3
〃 十二年	998	9	9	18	100.0	18.0	19.6	22.8
〃 十三年	1,135	10	4	14	250.0	12.3	19.2	21.2
〃 十四年	997	10	10	20	100.0	20.1	19.5	20.3
〃 十五年	1,010	12	8	20	150.0	19.6	19.7	19.5
昭和元年								
合計	9,673	92	91	183	101.1	18.9	—	—

備考 福岡縣及全國の人口千對死亡は衛生局年報に據る。

更にこの死亡者を年齢別に見るときは次表の如し。

第8表 體性及年齢に依りて分けたる死亡

年齢	死亡實數			死亡女百 につ き男	死亡總數に對 する 百分比
	男	女	計		
0 歳未満					
0—1	22	15	37	146.7	20.2
1—2	5	8	13	62.5	7.1
2—3	4	2	6	200.0	3.3
3—4	1	4	5	25.0	2.7
4—5	—	1	1	—	9.5
計	32	30	62	106.7	33.7
5—10	1	3	4	33.3	2.2
10—15	1	1	2	100.0	1.1
15—20	4	2	6	200.0	3.3
20—25	4	3	7	133.3	3.8
25—30	5	3	8	106.7	4.4
30—35	—	1	1	—	0.5
35—40	4	3	7	133.3	3.8
40—45	5	2	7	250.0	3.8
45—50	3	6	9	50.0	4.9
50—55	2	3	5	66.7	2.7
55—60	3	4	7	75.0	3.8
60—65	11	3	14	366.7	7.7
65—70	6	2	8	300.0	4.4
70—75	3	7	10	42.9	5.5
75—80	5	9	14	55.6	7.7
80—85	1	6	7	16.7	3.8
85—90	2	3	5	66.7	2.7
90—	—	—	—	—	—
合計	92	91	183	101.1	100.0

第9表 體性及年次に依りて分けたる乳兒死亡

年次	乳兒死亡實數			乳兒死亡女百に付き男	乳兒死亡總數に對する百分比	死亡總數百に對する乳兒死亡	
	男	女	計			本村	全國
大正六年	1	—	1	—	2.7	10.0	26.2
大正七年	4	1	5	400.0	13.5	17.2	22.6
大正八年	1	4	5	25.0	13.5	33.3	23.7
大正九年	2	3	5	66.7	13.5	23.7	23.6
大正十年	3	1	4	300.0	10.8	30.8	26.0
大正十一年	3	2	5	150.0	13.5	21.7	25.5
大正十二年	2	1	3	200.0	8.1	16.7	25.1
大正十三年	1	1	2	100.0	5.4	14.3	24.9
大正十四年	2	1	3	200.0	8.1	15.0	24.5
大正十五年(昭和元年)	3	1	4	300.0	10.8	20.0	—
合計	22	15	37	146.7	100.0	20.2	—

備考 全國の死亡總數百に對する乳兒死亡は衛生局年報に據る。

壯丁検査成績

1. 年次別壯丁検査成績

本村最近 10 ヶ年間に於ける検査成績を年次別に依りて見れば 10 表、11 表の如し。

第10表 體格等位年次に依りて分ちたる壯丁成績(實數)

年次	體格等位					計	平均體重	平均身長	平均身長比較		
	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種				早良郡	福岡	全國
大正六年	6	2	2	1	2	13	14.140	5.215	5.22	5.23	—
大正七年	5	2	2	1	—	10	14.632	5.235	5.24	5.23	—
大正八年	1	1	—	1	—	3	14.470	5.233	5.26	5.25	群
大正九年	7	2	1	—	—	10	14.425	5.246	5.25	5.25	5.24
大正十年	7	1	1	3	—	12	14.271	5.238	5.24	5.24	5.24
大正十一年	3	1	2	2	—	8	13.835	5.259	5.26	5.26	5.25
大正十二年	3	2	2	2	—	9	14.242	5.181	5.22	2.27	5.25
大正十三年	5	2	2	2	1	12	不	不	5.26	2.27	5.26
大正十四年	3	—	1	1	—	5	—	—	5.26	2.27	5.26
大正十五年(昭和元年)	4	4	2	3	—	13	群	群	5.24	5.27	5.26
合計	44	17	15	16	8	95	—	—	5.245	—	—

備考 大正13年以降の壯丁者の身長及體重は不詳なり

第11表 體格の等位及年次に依り分ちたる壯丁成績(千分比)

年次	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	戊種
大正六年	461.5	153.8	153.8	76.9	153.8	—
大正七年	500.0	200.0	200.0	100.0	—	—
大正八年	333.3	333.3	—	333.3	—	—
大正九年	700.0	200.0	100.0	—	—	—
大正十年	583.3	83.3	83.3	250.0	—	—
大正十一年	375.0	125.0	250.0	250.0	—	—
大正十二年	333.3	222.2	222.2	222.2	—	—
大正十三年	416.7	166.7	166.7	166.7	83.3	—
大正十四年	600.0	—	200.0	200.0	—	—
大正十五年(昭和元年)	307.7	307.7	153.8	—	—	—
平均	463.1	178.7	157.9	168.4	31.6	—
同年前に於ける平均比較	福岡 341.0	150.3	244.8	216.5	43.2	4.1
全國	347.4	142.1	235.6	226.1	44.4	4.4

2. 大字別壯丁検査成績

前記壯丁検査成績を各字別に依れば第12表及第13表の如し

第12表 體格の等位及大字に依りて分ちたる成績(實數)

大字名	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	計	平均體重	平均身長
北東	7	3	3	6	—	19	13.896	5.225
浦	11	2	3	3	1	20	14.317	5.197
江口	7	4	6	1	1	19	14.126	5.225
西	19	8	3	6	1	37	14.786	5.252
合計	44	17	15	16	3	95	14.430	5.229

備考 本表中平均體重及平均身長は大正十三年以降の壯丁者を除き算出せり

第13表 字別及體格の等位に依りて分ちたる壯丁成績(千分比)

大字名	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種
北東	368.4	157.9	157.9	318.8	—
浦	550.0	100.0	150.0	150.0	50.0
江口	360.4	210.5	315.8	52.6	52.6
西	513.5	216.2	81.1	162.2	27.0
合計	463.1	178.9	157.9	168.4	3.16

三、漁村の青年

1. 壯丁の優良なる原因

第一項 緒言

私は平素から國民の體格及榮養に就いて注意を拂つて居た爲めこの優良壯丁町村の設備並に表彰を有意義にして且興味ある事と認め單なる新聞記事として看過し去る事をしなかつた。

單に設備と表彰とだけに止める事無く更に一步を進めて、何故にかゝる町村の壯丁が優良であるかと云ふ原因を探究すべきである、各府縣を代表すべき第一位の優良町村が決定されると徴課課から各その所管廳に對して前記町村の壯丁が優秀なる成績を得たる理由と認めらるべき事項につき照會を發した、之に對する回答關係書類を私は全部通讀することを許されたが、其の内容は氣候の溫和、風光の明媚等の天然的事項熱鬧の地を離れたる精神的の餘裕、人情の淳朴等より進んでは職業上の勞働の適度なること、青年團在郷軍人會の團結及び訓練等述べたるもの多く、時に武装の練習をなし或は一年一、二回運動會を開催する等を以て體育的施設とするに止まるが殆ど大部分である、又徴兵検査より一年又は半年前に適齡者に對し町村に於て豫備身體検査を行ふものもあるが、それは主としてトラホーム及び花柳病患者を發見し検査期日迄に全治させることを目的とするものである。

かゝる回答文の論旨は元より同意出来るが然しかくの如き状況は現下では全日本の町村の恐らく大部分に於て存するであらうから、獨り或る若干町村の壯丁が他町村の壯丁に比し優

れたる理由の説明としては未だ十分に盡して居るとは云ひ難い。

そこで私は全く異なる見地から調査を企てた、但し調査の範囲は後天的事項に止まる、然しかゝる多数の町村の現地調査を行ふ事が困難であるから、一々の町村に就ては論究するのを止め概括的大數的に考察することにした、而して壯丁の優良なる原因を探究すべき考察點は多々あつて、決して一に止まらないが、その基礎をなすものはこれらの優良町村が如何なる地點に位するか、即ち地理的の位置及び其の土地の地形の大要であつて、他の研究は凡て之の上に組立てらるべきであるから私は最初にこれ等の點を明かにせんと試みた、それには地圖を應用した先づ陸地測量部の二十萬分一圖によつて位置を探し、大勢を判讀して資料を得、更に必要に應じて五萬分一圖を用ひた、地圖作成以後に起れる町村の合併又は分割改名新村の誕生及び同名村の鑑別、誤記の判定等に就ては屢々關係官廳に照會して始めて明かとなつた。

私は初め第一表即ち各府縣からその管内町村中最優良なるものとして代表的に一町村づゝ選出されたるもの計四十七個の町村を材料として後述する如き一の意見を大體建て得るに至つたが、更に之を確實にする爲めに各府縣の第二位及び第三位の優良町村をも材料として使用することを企てた。各府縣から第一位より第三位迄の三町村づゝを使用することは合計百四十一箇の町村を材料とした事になる。然るに公表されたのは第一表に記してある如く各府縣の第一位の優良町村のみであつたから、第二位及び第三位の町村名を知る事が出来たのは陸軍當局の好意によるものであつてこれに對しては謝意を表する、唯第二位以下の町村では單にその名稱のみを公表する事の承諾を得たのみで町村に就て恰第一表に記せる如き數字は當局の意見によつて公表しない事とした、この第二位及び第三位町村の位置を知る事は上記の外に更に同一府縣内に於ける優良町村の分布を知る興味を喚起した。

第二項 優良壯丁町村の地誌概要(略)

第三項 市町村別の考察

行政區劃上から見ると優良壯丁町村の大部分は村であつて町及び市は甚だ少い。

優良壯丁市町村別表

	府縣下第一位	府縣下第二位	府縣下第三位	合計	町村合計の比
村	44	45	44	133	19
町	3	2	2	7	1
市	0	0	1	1	—
計	47	47	47	141	—

第四項 同一府縣管内に於ける分布に就て

一つの府縣より選出されたる管下第一、第二、第三位の優良壯丁町村が管内の或る地方のみにより選出せられ又は相接近せる町村より選出せられて居るのを見る場合には壯丁の優良は何かの理由が其の地方的に存在するのであらうと云ふ事が推測され即選出されたのは偶然

ではあるまいと思はれる、今三村が相接近せる例を示すと次の表の如くである。この外に三箇の町村の中の二箇だけが接近して居る例は更に多數であるが(挿圖参照)列記する事は省略する。

三箇の優良壯丁町村が互に接近せる縣

第一表位	縣名	部位	郡名	備考
1	島根	縣の東北部	八東	三村共に臨海
4	山梨	富士五湖地方	南都留	二村は湖に臨む
9	愛媛	縣の西南部	東宇和、西宇和、喜多	三村共に臨海
20	滋賀	琵琶湖の東南部	犬上、蒲生、神崎	一村は湖に臨む
24	岐阜	縣の東部	賀茂、恵那	一町は河に臨む
26	大分	蒲戸崎附近	北海部、南海部	三村共に臨海
28	茨城	霞ヶ浦沿岸地方	稻敷、新治	三村共に霞ヶ浦に臨む
31	高知	室戸半島	安藝	三村共に臨海
46	沖縄	慶列間列島	島尻	三村共に島

これ等の中で最もよく相接近して居るのは大分縣であつて、第一、第二、第三位の三村は互に相隣接して以て一の小半島を形成しその半島には他の町村を交へてゐない、かゝる例は他には無い。

第六項 優良壯丁町村と海(湖河)との關係

前に優良壯丁町村は海に臨むものが多いのを知つたので、これを集め更にその中で島及び本島に在るものを區別し然らざるものを單純の臨海町村と分類した。

海に臨める優良壯丁町村

順位	府縣	郡	町村名	單純臨海海の名	島		半島	
					島の名	海の名	半島の名	海の名
1/1	島根	八東	東尻村	日本海	奥尻島	日本海	島根半島	日本海
2/1	北海	根取	大浦村	日本海	平戸島	玄海灘		
3/1	長門	長門	長門村	豊後海峡	三宅島	太平洋		
6/1	東	東	東				崎島半島	太平洋
8/1	東	東	東					
9/1	東	東	東					
10/1	三	三	三					
11/1	岩	岩	岩		大島外五島	日本海	重茂半島	太平洋
12/1	宮	宮	宮		佐渡島	日本海	牡鹿半島	太平洋
13/1	山	山	山	太平洋			津輕半島	津輕海峡
16/1	新	新	新	太平洋	小豆島		名稱不明	津久見海
17/1	千	千	千					
18/1	熊	熊	熊					
25/1	青	青	青					太平洋
26/1	大	大	大				名稱不明	
30/1	香	香	香					
31/1	高	高	高					
32/1	福	福	福					
33/1	德	德	德	太平洋				
34/1	靜	靜	靜	富山灣				

順位	府 縣	郡	町 村 名	單純臨海 海の名	島		半島																																																																													
					島の名	海の名	半島の名	海の名																																																																												
35/1	富 宮	鹿 島	村 村 村	有 明 海	佐 久 島	三 河 灣	三 河 灣	三 河 灣																																																																												
37/1			浦 根 村						渡 嘉 敷 村	太 平 洋	太 平 洋	太 平 洋																																																																								
40/1			南 龍 村										太 平 洋	太 平 洋	太 平 洋																																																																					
42/1			浦 根 村													太 平 洋	太 平 洋	太 平 洋																																																																		
44/1			南 龍 村																太 平 洋	太 平 洋	太 平 洋																																																															
46/1	浦 根 村	太 平 洋	太 平 洋	太 平 洋																																																																																
計	26				8	7																																																																														
1/2	島 根				北 海 道	村 村 村	中 ノ 海	利 尻 島	日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																																									
2/2						浦 根 村						日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																																						
5/2						浦 根 村									日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																																			
6/2		浦 根 村	日 本 海	日 本 海		日 本 海																																																																														
9/2		浦 根 村																日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																																
10/2		浦 根 村																			日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																													
12/2		浦 根 村																						日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																										
15/2		浦 根 村																									日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																							
16/2		浦 根 村																												日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																				
17/2		浦 根 村																															日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																	
18/2		浦 根 村																																		日 本 海	日 本 海	日 本 海																																														
25/2		浦 根 村																																					日 本 海	日 本 海	日 本 海																																											
26/2		浦 根 村																																								日 本 海	日 本 海	日 本 海																																								
30/2		浦 根 村																																											日 本 海	日 本 海	日 本 海																																					
31/2		浦 根 村																																														日 本 海	日 本 海	日 本 海																																		
32/2		浦 根 村																																																	日 本 海	日 本 海	日 本 海																															
33/2		浦 根 村																																																				日 本 海	日 本 海	日 本 海																												
34/2		浦 根 村																																																							日 本 海	日 本 海	日 本 海																									
37/2		浦 根 村																																																										日 本 海	日 本 海	日 本 海																						
39/2		浦 根 村																																																													日 本 海	日 本 海	日 本 海																			
44/2		浦 根 村																																																																日 本 海	日 本 海	日 本 海																
46/2		浦 根 村																																																																			日 本 海	日 本 海	日 本 海													
計	22	5			8		6																																																																													
1/3	島 根	北 海 道			村 村 村		日 本 海	日 本 海	日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																																									
2/3					浦 根 村							日 本 海	日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																																					
3/3			浦 根 村	日 本 海	日 本 海	日 本 海										日 本 海																																																																				
5/3			浦 根 村														日 本 海	日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																																
6/3			浦 根 村																		日 本 海	日 本 海	日 本 海																																																	日 本 海												
9/3			浦 根 村																					日 本 海	日 本 海	日 本 海																																															日 本 海											
11/3			浦 根 村																								日 本 海	日 本 海	日 本 海																																													日 本 海										
12/3			浦 根 村																											日 本 海	日 本 海	日 本 海																																											日 本 海									
16/3			浦 根 村																														日 本 海	日 本 海	日 本 海																																									日 本 海								
17/3			浦 根 村																																	日 本 海	日 本 海	日 本 海																																							日 本 海							
19/3			浦 根 村																																				日 本 海	日 本 海	日 本 海																																					日 本 海						
23/3			浦 根 村																																							日 本 海	日 本 海	日 本 海																																			日 本 海					
26/3			浦 根 村																																										日 本 海	日 本 海	日 本 海																																	日 本 海				
30/3			浦 根 村																																													日 本 海	日 本 海	日 本 海																															日 本 海			
31/3			浦 根 村																																																日 本 海	日 本 海	日 本 海																													日 本 海		
32/3			浦 根 村																																																			日 本 海	日 本 海	日 本 海																											日 本 海	
33/3			浦 根 村																																																						日 本 海	日 本 海	日 本 海																									日 本 海
34/3			浦 根 村																																																									日 本 海	日 本 海	日 本 海																						
38/3			浦 根 村																																																												日 本 海	日 本 海	日 本 海																			
40/3			浦 根 村																																																															日 本 海	日 本 海	日 本 海																
46/3			浦 根 村																																																																		日 本 海	日 本 海	日 本 海													
計	21	12	4				7																																																																													

優良壯丁町村と海との関係

府 縣	臨 海 町 村			非臨海 町 村	總 計
	單純臨海	島	半島		
府縣第一位町村	11	8	7	21	47
同 第二位町村	5	8	9	25	47
同 第三位町村	10	4	7	21	47
合 計	26	20	23	69	141

一道三府四三縣四七地區の中で、海岸線の無いのは、4山梨、20滋賀、21長野、24岐阜、36奈良、41栃木、45埼玉、47群馬の八縣であるから、後者から、選出された二四の町村は海に臨む管が無い。猶此の八縣、順位は山梨（臨湖）の外は概して高くない、前々表の中で縣下第一より第三位に至る三町村の全部が皆海に臨んで居るのは、1島根、2北海道、6長崎、9愛媛、12宮城、16新潟、17千葉、26大分、30香川、31高知、32福岡、33徳島、34静岡、42沖縄の一四縣である。

海岸線を有する府縣に於て第一位より第三位に至る。三箇町村の全部が海に臨まないのは次の七府縣である。但し和歌山及び茨城の二縣だけはその三村共に海に近く又は湖に臨んでゐる

- 7 京都府
- 14 石川縣 (但し三村共に皆海に近し)
- 22 和歌山縣
- 27 大阪府
- 28 茨城縣 (但し三村共に皆霞ヶ浦に臨む)
- 29 福島縣
- 43 山形縣

而して優良壯丁町村で海に臨むものは府縣下第一位の町村で二六、第二位町村で二二、第三位町村で二一、合計六九町村の多きに達する。この外に直接には海に臨まないけれども村から海迄甚だ近いものがある。

臨 海 率

かくの如く優良壯丁町村は直接海に臨むものが多く、假にこの中から縣の面積の割合に海岸線が長く従つて海に臨む村の多い沖縄、長崎の兩縣を除外して計算しても猶相當の高率を示すことになる。

優良壯丁町村の海に面する割合の表(%)

府 縣	下 位	優良壯丁 町村數	臨海優良壯丁 町村數	區 分	沖繩、長崎を 算加して		沖繩、長崎を 除外して	
					沖繩、長崎を 算加して	沖繩、長崎を 除外して		
第一	位	47	27	A {海沿岸線有る府縣に 對する割合	26/39	66.66	26/39	64.86
				B {道府縣全部に對す る割合	26/47	55.32	24/45	53.33
第二	位	47	22	A "	22/39	56.41	20/30	54.05
				B "	22/47	46.80	45/20	44.44
第三	位	47	21	A "	21/39	53.84	19/37	51.35
				B "	21/47	44.68	15/45	42.22
合 計		141	69	A "	69/117	58.97	63/111	57.20
				B "	69/141	48.93	63/135	46.66

元來各府縣からそれぞれ第一位の優良壯丁町村を選出すると云ふことは、日本内地の一